

令和6年10月5日

### (1) 行政計画って？

まちづくりの基本的な理念や目標、方針、取組・事業などを定めるもの（法定計画等）。

- ・ 地方自治法に基づく「総合(振興)計画」の策定義務規定。自治体の最上位計画として策定。  
→平成23(2011)年。地方自治法改正により策定義務では無くなるが…。現在も条例等を制定して行政運営の指針として計画策定されている（行政運営上の「ビジョン共有機能」と「行財政マネジメント機能」）。
- ・ 総合計画の下に、各分野別計画（都市政策、健康福祉、環境衛生、産業、教育、消防防災、行財政等々）があり、各自治体において個別に策定されている。

### (2) 福祉計画について

福祉分野における上位計画は、社会福祉法に基づく「地域福祉（支援）計画」となる。

また、社会福祉法を根拠法とする、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」がある。

- ・ 社会福祉事業法（1951年）→社会福祉法に改正（2000年）“措置制度から利用者制度へ”  
→社会福祉法改正（2018年）「包括的な支援体制の整備を努力義務化へ」
- ・ 地域福祉計画の下に「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「こども計画（こども基本法）」「健康増進計画」などの分野別の福祉計画が存在する。

### (3) 行政コンサルタントの仕事について

- ・ コンサルは、国の研究事業や地方自治体からの業務委託事業を受注（入札 or 随意契約）。  
→様々な地域の素材（統計データ、市民アンケート、進捗状況等）を集め、上手く調理して、素材を生かした「料理」に仕上げていくイメージ。実際は自治体職員の意欲…もちろんコンサルの資質も問われる。
- ・ 主な作業内容は、策定方針 → 基礎調査（ニーズ調査、統計調査、進捗度調査等） → 現状と課題の整理 → 計画理念（基本目標、施策体系） → 施策体系に基づく各事業・取組内容 → 計画の評価方法など一連の流れとして支援し、最終的に計画としてまとめ、合意形成を図る。
- ・ 計画策定は、市民参加手法とビジョン共有機能が不可欠。一般的には、「策定委員会（行政組織、専門家、公募市民）」が組織されて、合意形成を図っていくことになる。

#### (4) その他

- ・信頼されるコンサル、コーディネーターは、様々な知識と経験を有するが、その中でも謙虚に声なき声にも耳を傾け、市民等の合意形成を図りながら取組を進めていくことができるか。

#### 【topics】「重層的支援体制整備事業（令和3（2021）年）」新たに創設

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる地域共生社会を目指す。

→縦割りによる属性（高齢・介護、障害、児童、生活困窮）だけの取組では解決できない課題に柔軟に対応する制度として創設される。地域住民を主体とした「地域共生社会」を目指す議論がなされ、複雑化・複合化された課題に対して、包括的な支援体制を整備する。

重層的支援体制整備事業は、「①断らない相談支援」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」これを一体的に継続的に伴走支援、多機関協働、アウトリーチによる支援を行う。

→そのためには、コーディネート能力を持つ優秀な人材（相談支援包括化推進員等）が不可欠となる（社会福祉士などの専門職）。

#### 【topics】共生社会の実現を推進するための認知症基本法が公布（令和5年（2023）年6月）

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する。

認知症施策推進大綱（令和元年6月閣僚会議）。都道府県は「都道府県認知症施策推進計画」、市町村は「市町村認知症施策推進計画」の策定に努めること。

→認知症の人に関する国民の理解の増進，生活におけるバリアフリー化の推進，認知症の人の社会参加の機会の確保，認知症の人の意思決定の支援・権利利益の保護，保健医療サービス・福祉サービスの提供体制の整備などの施策の推進が求められている。

#### 【topics】こども基本法の施行（令和5年（2023）年4月）こども家庭庁

こども基本法第10条において、都道府県はこども大綱を勘案して都道府県こども計画を作成する。市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を作成することに努める。

全てのこどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる。こどもの権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。

→都道府県こども計画及び市町村こども計画は、既存の各法令に基づく都道府県計画及び市町村計画（子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、その他の法令の規定により地方公共団体が策定する計画）と一体のものとして作成することができる。